

令和6年度組織改正の概要について（福祉総務課所管部分）

令和5年度第2回福祉施策審議会
【資料2】
令和6年度組織改正について

地域福祉及び健康政策の推進体制の強化に伴う改正

令和6年4月1日の組織改正により、以下のとおり変更となります

令和5年度組織

| 所属名 | 担当名 |
|-------|----------|
| 福祉総務課 | 福祉総務担当 |
| | 福祉センター担当 |

【改正の概要】

福祉総務課が所掌する事務を福祉保健センターに移管し、「福祉総務担当」を「地域福祉政策担当」とする。なお、福祉総務課の一部事務（自立支援ホーム、福祉総合相談窓口）は、生活支援課に移管する。

【改正による効果】

福祉保健センターにおいて地域福祉施策の舵取り機能を付与し、地域福祉の拠点とすることで、地域福祉の視点における保健施策の実施により、市民サービスの向上が図られる。

福祉総務課の一部事務を
生活支援課へ移管
(福祉総合相談窓口)
(自立支援ホーム)



福祉総務課の所掌事務を
福祉保健センターへ移管

| 所属名 | 担当名 |
|----------|--------------|
| 福祉保健センター | 保健政策・感染症対策担当 |
| | 成人保健担当 |
| | 親子保健担当 |

親子保健担当はこども家庭支援室へ移管

令和6年度組織

| 所属名 | 担当名 |
|-------|--------|
| 生活支援課 | 生活支援担当 |
| | 支援庶務担当 |

令和6年度組織

| 所属名 | 担当名 |
|----------|--------------|
| 福祉保健センター | 地域福祉政策担当 |
| | 保健政策・感染症対策担当 |
| | 健康づくり担当 |
| | 福祉センター担当 |